

**2026年
3月号**

発行日 令和8年3月16日(第214号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともしビル

特集：『コレワーカー雇用について考える2026』
/オフィスタ業務管理部

オフィスタNEWS 第214号発行にあたって

3月に入り暖かくなり桜の開花もすぐそこですね。今月は年度締の会社さんが多く、お子様の卒園式や卒業式といった行事で忙しくしているママさんも多いのではないのでしょうか。春休みを使って気分転換に旅行に行かれる方もおられるようですが、何事も終わりは大切で節目の行事をきちんとすることで新学期、新年度が明るい気持ちでスタートできる気がします。何かと忙しい3月ですが体調に気を付けてお仕事頑張ってください。

なにはともあれ来期はオフィスタも20周年です。たまには過去をのんびり振り返ってみたいなあと思います。

今年度もありがとうございました、また来期もお会いしましょう！



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&A など有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<https://www.offista.com>

オフィスタ3月のスケジュール



- 3/17 ブログ更新
- 3/20 祝日・通常営業
- 3/30 年度期末打ち上げ
- 3/31 令和7年度期決算

“はたらくという気持ちを大切に”

“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <https://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



@offista_twt



@offistaCH



@offista



@offista_inst



@offista_tikt

☆☆コレワーカー雇用について考える 2026☆☆ / オフィスタ業務管理部

みなさまはコレワーカーという言葉聞いたことがありますでしょうか。コレとは correction（矯正）の意味で、要するに刑務所出所者や前科のある労働者を指します。本誌読者の中に実は隠しているが前科があるという方や、親戚身内に該当者がいるという方もいるかもしれません。または全く無関心という方もいらっしゃると思います（大半の人がそうだと思います）。賛同していただきたいとか、こうして欲しいという目的のために取り上げた記事ではないので雇用の知識として一読していただければ幸いです。

(1) 本誌でも過去2回特集が組まれている研究テーマ

オフィスタのテーマはママさん支援です。小さい子供がいるとすぐに休むでしょうとか、お迎えがあるので残業できないでしょうとか、働きたい熱意があっても子供がいるというだけで就業に壁ができていられるいわゆる就業弱者に分類される求職者群に属します。障害者や高齢者もほぼ悩みや苦勞は同じです。働きたい熱意がある、スキルも経験もある、しかしあることが壁になっていて企業から敬遠され採用されない…この就業弱者分類にコレワーカーも含まれるかがまずは考えて欲しい事項です。

アンケート調査

コレワーカーは就業弱者に該当すると思いますか。

就業弱者だと思う	…47%
就業弱者ではないと思う	…10%
分からないが雇用問題として興味はある	…43%
分からないし興味もない	…0%

(オフィスタ調べ)

オフィスタでは過去にもコレワーカー雇用について本誌で特集を組んでおります。興味のある方は以下からバックナンバーをお読みいただけますが、1回目は2021年に法務省・日本雇用環境整備機構・オフィスタの三者協力で記事を発表させて頂きました。

第162号『コレワーカーについて考えてみませんか』
<https://www.offista.com/data/mailmagazine/2111.pdf>

2回目はコレワークの研究者として山本謙司氏を招きインタビュー記事を発表しました。山本氏は衆議院議員時代に実刑判決を受け服役中に刑務所の実態を記しベストセラー作家に転身した異色の経歴を持つ方です。2026年現在は衆議院議員として政界に復帰を果たしました。

第172号『刑務所出所者の雇用を考えてみる』

<https://www.offista.com/data/mailmagazine/2209.pdf>

この2回の特集で大体のことはお伝えしてしまった感がありますが、2026年になって何故このテーマを再び取り上げたかと言うと、未曾有の人材不足時代の到来に対し、この5年間でコレワーカーを取り巻く環境が変わっているのかどうかに興味があったからです。結果は驚くべきものでした。

(2) コレワーカーの雇用は必要か

出所しても前科があれば当然そのことが壁になり就職が困難なのは想像に難くないところです。「自業自得」この言葉が頭に浮かぶ人も多い事でしょう。一方で当事者からすると罪は償ったのだから自分は一般人なのにといい思いもあるでしょう。人それぞれ考え方の問題なのでここで論じるつもりはありません。オフィスタがここで取り上げたいのは侃々諤々論ではなく、事実のみです。

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。

(平成26年～30年 法務省調査による。)



再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。

(平成30年矯正統計年報による。)



何故、国費を注いでまで行政はコレワーカーの再就職に努めているのか考えてみましょう。先にも書いたように出所者は就職活動が非常に困難です。出所時点の所持金は数万円、住むところもなければスマホもありません。お金に困ってまた再犯に手を染めるという構図です（または刑務所に戻った方が飢えをしのげる）。つまり出所

者の再就職は**治安維持**が目的、つまり国としては私たちの安全のために必要なのだという考え方なのです。

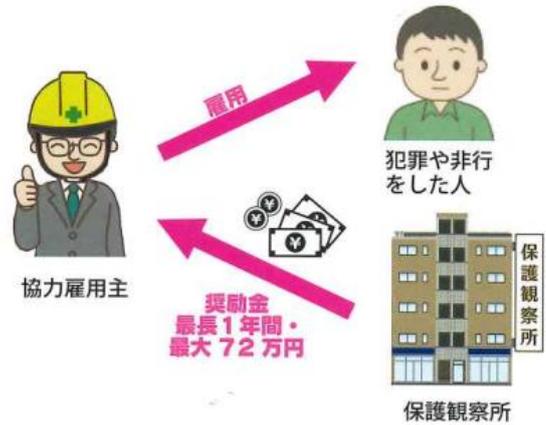
(3) コレワーカー雇用の現場が変わった

約5年ぶりに法務省の担当官と話して情報を頂いたところ、かつての状況と一変していることに驚きました。というのも、かつてはコレワーカーを雇用するなど、(読者も同じだと思いますが)眉間にしわを寄せるような話題でした。一部の温情ある企業が「雇ってやってもいいよ」程度に声を掛けるものだと思っていました。それが現在は、「企業側が雇ってやってもいいよ」なんて気持ちでは絶対に採用できないそうです。受刑者の前には**企業のパンフレットが4~5通も並ぶ**ような状況で、日々会社の重役が挨拶詣でに訪れるような感じなのだそうです。まるでプロ野球のスカウトのような様相です。

この状況の背景にあるのは人手不足です。特に人手不足が顕著なのは建設業・運輸業といった業界です。人手不足倒産といわれる程、成り手がいないのです。しかし、建設・運輸など正にこの業界を第一志望として熱望する10~20代の健康な若者が大勢眠っている場所が唯一あります…それがコレワーカーというわけです。企業がこぞって押し寄せる原因はここにあります。人材の需要と供給が正に**ドンピシャリで一致している**のです。

そして、原因のもう一つにコレワーカーを雇用することで補助金が受けられますので賃上げに苦しむ中小企業にとっては人件費負担が大幅に軽減できます。併せてコレワーカーを雇用している企業は公共事業の競争入札で優遇されるという恩恵が得られます。昨今企業が頭を悩ませている、約束していた面接当日にバックレなんてことも塙の中にいる以上120%有り得ませんしね(面接官が出向いて行かなければなりません)。

こんな状況になっているのかと驚いたものです。



出所者を雇用することで事業主に奨励金が支給されます
また、事業主は国の公共事業入札にも有利になります

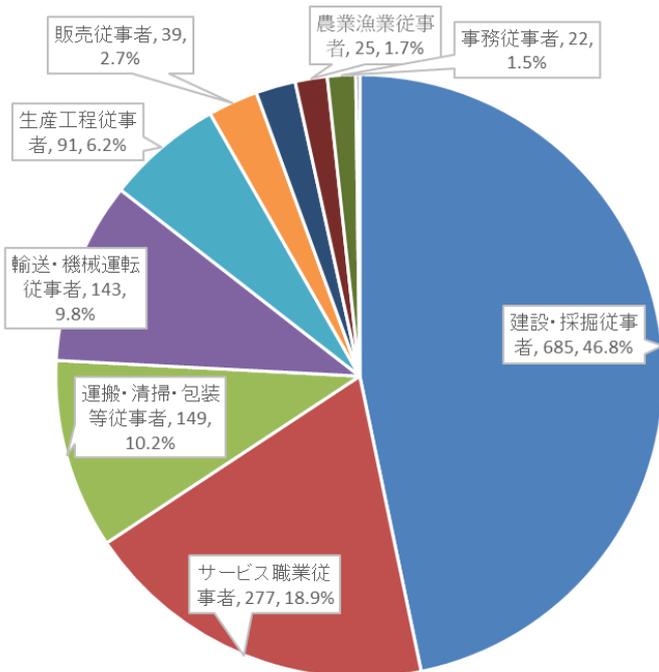
(4) コレワーカーを雇用するのにためらいがある

企業側にしたら当然だと思います。ただ、コレワーカーといっても凶悪犯罪者ばかりとは限りません。みなさんは塙の中にはどんな方々がいると思いますか？

若者から高齢者まで、男性もいれば女性もいます、医者もいれば弁護士もいます。政治家もいれば芸能人もいます。一流スポーツ選手もいれば上場企業の社長もいます。塙の中には殺人者や凶悪犯ばかりというのは先入観というものでしょう。

実際、企業に人気があるのは軽犯罪(窃盗・万引きなど)で刑期の短い若者だそうです。雇用が難しいのは殺人・性犯罪・薬物だそうで、ここは5年前と変わっていません。いずれにしても企業が心配するのは、雇用した後に再犯するのでは、周囲の従業員が危険ではないか、どう接したらよいか分からない、扱い方を誤れば逆切れされるのではないか、会社の金を盗まれるのではないか、同僚と一緒に働くのを嫌がるのではないか…心配事を挙げていったらキリがありません。ただ、経験豊富な法務省担当官は、雇用したことのない企業様はみなさんそう

コレワーカーの就職先分布図



出所者の就職希望先と日本の人手不足業界がピッタリ一致

いう心配をされるが実際は大事になるような事例は殆どないそうです（保護観察官が付くからかも？）。

（５）コレワーカーの雇用に興味が出てきましたか？

ここまで読んでコレワーカーの雇用に興味が少しでも出てきたとか、もう少し詳しく知ってもよい、雇った後のトラブルや雇用するメリット・デメリットを知りたい、そもそも現実的に雇用できるのか…という方のために、法務省と日本雇用環境整備機構（事務局：オフィスタ）で『コレワーカー雇用について』という動画を制作しました。初めにも書きましたが、コレワーカー雇用をしてくださいとか、何かをしてくださいとか、ましてや何かを購入して下さいとか、強要・押しつけ・営利を目的として書いているわけではありませんので、興味あれば見ていただきどう思うかは各自の自由ということで、**折角制作したので多くの人に見て欲しい**という単純な思いで紹介させて頂いております。

ユーチューブで無料配信中
<https://www.youtube.com/@offistaCH>



出所者雇用の現状と課題（法務省担当官：南部和彦氏）

- ・受刑者および出所者実数値紹介
- ・出所者受け入れ企業の実態は
- ・出所者受け入れ上の留意点について
- ・受入れに際し知っておくべき法的知識 …等々



実際に雇用している企業の社長インタビュー（三井有紀氏）

- ・出所者雇用の動機または経緯について
- ・雇用前の苦労や考慮した事項について
- ・仕事内容・配属先・給与支払い・コミュニケーションは
- ・雇用に際して最も重視した点は何か …等々

（６）最後に（あとがき）

全国の 99.9%以上の企業にとって全くもって未知の領域の話だと思います。コレワーカー雇用で治安が良くなり自分の身を守ることにつながるなど考えたこともなかったことでしょう。正直、筆者もこの研究テーマに着手するまでは他人事どころか次元の違う世界の話だと思っていました。

しかし、人材に携わる中で人手不足という問題が深刻化し、過去二十年来でこれほどまでに人材依頼が殺到する状況に遭遇したことはありませんでした。若くて独身で健康な人材が欲しいなどと企業はもはや言っていない崖っぷち待たなしの状況なのでしょう。当然、これまで労働力として見ていなかった層に頼る時代が来ます（もう来ているかもしれません）。それが、育児者、障害者、高齢者、ニート、学生、外国人、コレワーカーだと考えています。コレワーカー雇用を研究するハケン会社など日本広しと言えどもオフィスタくらいではないかと思いますが、働きたいけれどあることが就業を妨げる壁となっている方々に**就労の機会をと願う**のは決して悪いことではないと思っています。

オフィスタはママさんを支援するという志からスタートした会社なわけですから、その延長線上に障害者や高齢者などが当然いるわけで、今回幸い紙面に発表の場が持たたことはよかったと思っています。

＜＜ 本誌をお読みの社会保険労務士の方々へ ＞＞

日本雇用環境整備機構では、コレワーカー雇用の研究を一緒にしていただける**社会保険労務士の先生**を求めています。この分野が専門だという先生は恐らくいらっしゃらないと思いますので、居ないのであればイチから一緒に研究協力していただける先生はいらっしゃらないかと思い各所お願いしているところでございます。

有志のお願いでございますので、ビジネスや金銭目的の関係性の依頼ではございませんのでお間違えないようにして下さい。

他、学識経験者や就業弱者支援の専門家・研究者・こういった分野に興味があり研究に賛同したいという個人の方はお待ちしております。

コレワーカーを仮に雇用しても社内に専門知識を持った社員が居なければ上手くいきません。研究結果の終着点は「専門知識者の養成」を目指しております。

☆☆お仕事 Q&A コーナー☆☆

/解説：オフィスタ顧問社会保険労務士

Q. わたしは扶養内でハケンではたらくこととしました。就業が決まったときに派遣会社から労働条件通知書という書面と、就業条件明示書という2枚の書類が届きました。どちらも同じような内容が記載されているのですが何が違うのでしょうか。

また、これはこのまま受領して保管しておけばいいのでしょうか。



A. 労働条件通知書とは労働基準法第 15 条で交付が定められている書面で、勤務開始前に雇用主が労働者に対して法令で定められた事項を伝えるための書面です。社員でもパートでもアルバイトでも派遣でも形態を問わず雇用した労働者に対して交付しなければなりません。

一方、就業条件明示書は労働者派遣法第 34 条で交付が定められている書面で、派遣会社が派遣労働者に対して同じく法令で定められた事項を伝えるための書面で、雇用契約が結ばれたときに交付されるのが一般的です。

ハケンで就業が決まったとのことですので、この2枚が届いたということです。ただ、この両者は内容が重なる部分もあるため、派遣会社によっては「労働条件通知書（兼）就業条件明示書」として1枚にまとめて交付される場合もあります。

雇用契約は口頭で行われることも多いため、後々相違がないかを証するために、**雇用契約が結ばれたときに**派遣会社から郵送（またはメール）で届きます。

就業条件明示書が交付されているということは既に雇用契約が結ばれたということですから、この書面は内容を目通してこのまま受領して保管しておけば宜しいかと思います。（回答：大滝岳光）

…＜そのほかの気になるお仕事の疑問募集中＞…

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（日本人材派遣協会アドバイザー）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！



過去に取り上げた質疑応答 200問を一挙まとめた総集編

定価 ¥19,800円
⇒現在ネットで**無料配布中**

出版：オフィスタ広報・宣伝部

▼『ハケン質疑応答Q&A集実践200問』（無料配布中）
<https://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

☆☆時事情報☆☆

/労働力人口が過去最多

『総務省の発表によると、労働市場に参加する人を示す労働力人口が7004万人となり初めて7000万人を超えた。女性と高齢者の労働参加が進んだことが要因で3年連続で最多を更新した。労働力人口とは15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者の合計。日本の総人口は2008年をピークに減少が続くが、女性や高齢者の労働参加で増加傾向が続いている。』（2026.1.30 毎日新聞）

これで何故、世の中人手不足なのかと思ってしまいましたか？要するに働きたいという人は増えている。増えた内訳は女性（主婦・ママさん）と高齢者です。しかし、育児中女性と高齢者を雇わない企業が多いから結局、人手不足は解消しない。世の中上手くいかないものですね。

派遣クイズ

ハケンではたらく場合に口頭だけで**法的効力を有する**ものは次のうちどれでしょう。

- ①雇用契約
- ②就業条件
- ③労働条件
- ④身元確認

（答えは最終ページ）



☆☆パソコンお助けコーナー☆☆

/オフィスタ広報・宣伝部

連載その28：『家庭用プリンターの選び方』

・高いプリンター、本当に必要ですか？



家庭用プリンターの値段は、9,000～45,000 円と機種や性能で大きく値段が違います。

😬「よく分からないし2万円くらいの買おうかな…」

お待ち下さい。2万の機種は手に余るかも！ 🙌

- ・資料や地図を印刷したいだけ
- ・たまにスキャンするかも
- ・美しい写真は印刷しない

😬そんな方は、9,000円くらいのプリンターでも十分安いプリンターだからといって、すぐ壊れるわけではありません。シンプル機能で十分使いやすいですよ。

(高い機種でも普通に壊れることがあります 😬)

メーカーはインクを入手しやすい

◆「キャノン」か◆「エプソン」をオススメします。

あとは、信頼できるところから新品で購入しましょう。プリンターの中古はオススメしません。

※Amazon で購入する場合は、【出品者の評価】を絶対にチェックしてください。

商品の評価（レビュー）を見る方は多いですが出品者の評価を見る方は意外と少ないようです。

【商品の評価】ではなく【出品者の評価】を見ましょう

【出品者の評価】は、別で見ることができ、たまに出品者に怪しい業者が紛れていますので注意しましょう。

☆☆読者投稿コーナー☆☆

/題目：『手書きの良さを見直す』

『メールの普及や、令和になってからは小学校でもタブレットを使う頻度が増えて子どもから大人まで手書きの出番はすっかり減ったように思います。それでも、仕事や役所関係の書類などは手書きで対応しなくてはなりません。私もめっきり手書きをすることが減ってしまい、いざという時に漢字を思い出せません。アウトラインは大体わかるのですが、細かい所に自信がなくなってきています。

大人でさえそうなのですから、タブレットを使いこなしている子供たちの未来はどうなるのでしょうか？自動で変換してくれる楽なことを経験してしまうとなかなか書き取りなどの地味な勉強を嫌がるかもしれません。

我が子のエピソードなのですが、英単語を書いて覚えることをめんどろだと嫌がる時期がありました。私は昭和生まれなので、漢字の書き取りから、英単語までノートに何回も書いて覚えた記憶があったので優しくアドバイスしました。が、なかなかしだがつくれませんでした。結局テストで悪い点数をとってしまったので、書いて覚えるしかないと思ったのか、文句を言いながらも書いていました。もちろん、書き取りをしなくても覚えることが出来れば良いとは思いますが、手を動かさないと記憶に残らないタイプの人には地道な方法をとるしかありません。

卒業や入学、職場での移動や退職などでは色紙やカードに手書きで対応することも多いと思います。そんな時、字があまり上手くないからと尻込みすることもあります。が、上手く書くことに固執せず、心を落ち着かせて丁寧に書くと良い文字が書けると思います。必殺技として好みの文を普段から練習しておくのもいいかもしれません。

相手を思い丁寧に手書きした文字には、デジタル文字にはない何かがあると思っています。ちなみに、私はハケン先の担当者が退職なさる時にオフィスタから一緒だった同僚メンバー三人で寄せ書きしたカードをプレゼントしたことが心に深く残っています。メールだったら多分記憶に残っていない、みんなで手書きで寄せたからこそその思い出だと思っています。』

(投稿：匿名希望)

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

会計ソフト入力のお仕事

月末月初はどこのお社さんも経理担当者は大忙しでしょう。オフィスタも例外ではなく毎月伝票仕訳と会計ソフト入力は人手不足の状態です。

形態：パート・アルバイト
人数：1名
仕事：仕訳・会計ソフト入力
期間：月末月初で週2～3日
10:00～16:30
場所：オフィスタ社内
時給：1250円＋交通費別
期間：長期（無期限）



資格：簿記二級か経理経験5年以上のいずれかの方
会計ソフト使用経験者（メーカーは問わず）
扶養の範囲内で働きたい方（Wワーク不可）
応募方法：お名前と連絡先を明記のうえメール
info@offista.com

エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。
（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<https://www.offista.com>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

●配信停止

<https://www.offista.com/mailout.html>

●本誌定期愛読を希望（無料）

<https://www.offista.com/mailin.html>

●メールアドレス変更

<https://www.offista.com/mailchange.html>

●プライバシーポリシー

<https://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<https://www.offista.com/melmaga.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

オフィスタ・メディア事業部には作詞家と作曲画が数名在籍しています。実はこのところ登録タレントが次々に歌手デビューしているのを見て、自社タレントもデビューさせる計画を立てていました。レコーディングには既に何名か参加していますので、お披露目できる日をお楽しみ



に。ということで曲は揃っているのにシンガーが足りていない状況です。我こそはという方はメディア事業部まで自薦他薦は問いませんので、友人・家族・親戚にカラオケ好きな方にご紹介ください。

成功は保証できませんが夢は見れます。 makoto記

オフィスタ NEWS 第214号作成委員

編集長	Roco	オフィスタ広報・宣伝部
編集	Reiko	オフィスタ総合管理室
監修	makoto	オフィスタ業務管理部
執筆	Mim	オフィスタ人事管理部
	Hayaty	オフィスタ広報・宣伝部
協力	大滝馬場人事労務研究所 一般社団法人日本雇用環境整備機構	
参考	法務省関東矯正管区矯正就労支援情報センター	

派遣クイズの答え：①が口頭でも法的に有効

①雇用契約は口頭で有効です。但し、後々トラブルにならないように、派遣会社は②就業条件と③労働条件を書面で交付しなければなりません。就業条件とは期間や勤務場所などを知らせるもので、労働条件とは勤務時間や給料額などを知らせるものです。これらは口頭で伝えていたとしても、後々言った言わないになるかもしれないので書面通知が義務付けられています。就業条件と労働条件が事前に通知されて、その内容で口頭にて契約が成立するのが一般的です。④労働者は就業にあたり自身の身元確認を求められた場合、公的書類などを用いて証明しなければなりません。

MEMO :

このメールはオフィスタメルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—